

公益財団法人文楽協会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人文楽協会（以下「この法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第13条及び第30条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）に対する報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等は無報酬とする。ただし、公認会計士又は税理士の資格を有する監事に対しては、その職務の対価として報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 前条ただし書きに規定する報酬（以下「報酬」という。）の額は、年額20万円とする。

(報酬の支給方法)

- 第4条 報酬は、就任した日から半年以内に年額の2分の1を支払い、就任した日から半年を経過した後、半年以内に残額を支払う。
- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、定款の施行の日から施行する。